

子どもの事故防止に関する取組

令和7年度 子どもの事故防止に関する関係省庁連絡会議

子ども家庭庁母子保健課

令和7年度予算 1.0億円（1.2億円）【令和2年度創設】

目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（2）情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10／10
- ◆ 補助単価：年額 13,156,620円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：（変更交付決定ベース）
令和5年度：10自治体
(北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県)

CDRの制度のあり方に関する検討会について

第1回 CDRの制度のあり方に関する検討会

令和7年4月25日

資料2

目的

- Child Death Review (CDR) に係るこれまでの取組から課題を抽出・整理の上、有識者や自治体等の関係者から意見を頂き、全国展開に向けた、具体的な制度のあり方について検討を行う。

主要な議題

- ・ CDRモデル事業で得られた成果や課題について
- ・ 地域で実施されるCDRの実効ある体制構築のあり方と必要な支援について
- ・ 効果的な予防策の提言のあり方について
- ・ 遺族からの同意取得のあり方や検査情報を含めた様々な情報の活用について
- ・ CDRから得られる情報を格納するデータベースや管理体制等のあり方について
- ・ 虐待・保育事故等の他の検証制度との棲み分けについて
- ・ 遺族に対するグリーフケアについて

スケジュール

2025年4月 検討会の設置、CDRをめぐる現状について、ヒアリング等

2025年夏～冬 ヒアリング等

2026年～ ヒアリングを踏まえ、上記の議題を中心に論点整理・議論

2026年中目途 とりまとめ

令和7年度予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（2.8億円の内数）

目的

- 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review : CDR）の取組や、意義について広く国民に普及啓発し、国民のCDRへの理解促進を図る。
- CDRモデル事業で得られた予防策や、他制度（例：こども虐待による死亡事例等の検証（こども家庭庁）、消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁））等の子どもの死亡の予防に関する検証結果について、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、CDRモデル事業や他の検証制度等によって得られた具体的な予防策についての周知を行い、医療、保健、教育等の分野が連携しこどもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内容

（1）CDR特設サイトの運用

予防可能な子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理した特設サイトを整備・運用を行う。また、ウェブサイト内で予防策について、わかりやすく紹介する動画などのコンテンツを作成する。

（2）シンポジウムの開催

CDRに関する有識者（こどもを事故で亡くした遺族の方、CDRに取り組まれてきた研究者の方）を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

（3）SIDS予防対策月間の周知用ポスター・リーフレットの作成

乳児期の死亡原因として多いSIDSについて、こども家庭庁にて11月に実施されるSIDS予防対策月間のための周知用ポスター・リーフレットの作成を行う。合わせて効果的な予防策の周知啓発を実施する。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

・「乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策強化月間」について

…乳幼児突然死症候群（SIDS）は12月以降の冬期に発症しやすい傾向があることから、

こども家庭庁は、毎年11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策強化月間と定め、

SIDSに対する社会的関心を喚起するため、発症率を低くするポイントなどの重点的な普及啓発活動を実施。

（※対策強化月間は、平成11年度から実施。）

・対策強化月間の実施について、以下の媒体より周知を実施。

- 事務連絡、プレスリリース
- こども家庭庁HPにおいて、ポスター・リーフレット掲載
- X（旧Twitter）やInstagramでの周知

＜ポスター・リーフレット＞



＜X（旧Twitter）／Instagram＞

